令和元年度 西伊豆町教育委員会第10回定例会

- 1 開催日 令和2年2月19日(水) 13:30 ~ 14:35
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員(職務代理)・鈴木秀輝委員・眞野有吏委員・森本仁子委員

「事務局 髙木光一〕

- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 教 育 長:本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和元年 度第10回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、 令和2年1月19日開催の第9回定例会の議事録については、私と眞野有吏委 員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。 (委員:全員異議なし)
- 教 育 長:今回の議事録署名委員ですが、 森本仁子委員にお願いしたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(森本委員:了解)

- 教 育 長:それでは、、第18号議案の「令和2年度西伊豆町教育行政の基本方針(案)について」を議題といたします。こちらは私の方から説明をさせていただきますので。資料をご覧いただきたいと思います。これについては前回の教育委員会、総合教育会議の中で見え消しの資料で皆さんに確認していただいております。それの余分な部分を省いてまとめたものがお手元の資料になります。内容につきましては前回ご確認いただいたものと同じになりますが、よろしいでしょうか。1ページ目の下の方の「6」がゴシックになっていましたので修正します。他にはありませんでしょうか。
- 教 育 長: それでは、他に意見がないようですので、、第18号議案の「令和2年度西伊 豆町教育行政の基本方針(案)について」原案のとおり賛成の方の挙手をお 願いします。

(委員:全員举手)

教 育 長:挙手全員ですので、第18号議案については原案のとおり可決されました。次 に、第19号議案から第22号議案ですが、人事案件や世帯の個人情報、また 議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思 いますがいかがでしょうか。

(委員:全員異議なし)

教 育 長:それでは、全員異議なしと認めますので、第19号議案から第22号議案は秘 密会といたします。それでは、第19号議案の「令和元年度末西伊豆町立学 校長等の人事異動の内申について」を議題といたします。事務局から説明を お願いします。

高 木:地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に、都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申を待って、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとするとあり、同法第25条には、教育長に委任する事ができない事項として、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とある事から、今回提案するものであります。なお、詳細につきましては、別紙の内申案により教育長から説明をお願いしたいと思います。

教育長:(別紙資料で説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長:第19号議案の「令和元年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申につい て」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員:全員挙手)

- 教 育 長:挙手全員ですので、第19案については可決されました。次に、第20号議案の「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 高 木:では、第20号議案「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を ご覧ください。賀茂地区5町に3人の指導主事を共同設置しておりますが、 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約 の第4条第1項に、「指導主事は、関係町の教育委員会が協議して定める候 補者について、幹事町の教育委員会が選任するものとする。」とありますの で、候補者としてよいか提案するものであります。なお、候補者につきまして は、教育長から説明をお願いしたいと思います。

教 育 長:(別紙により説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長:第20号議案「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」提案ど おり候補者とする事に賛成の方の挙手をお願いします。

(委員:全員举手)

- 教 育 長:挙手全員ですので、第20号議案については可決されました。次に、第21号議 案「令和2年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定に ついて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 高 木:それでは、第21号議案の「令和2年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の 入学前支給の認定について」をご覧ください。こちらは、西伊豆町児童生徒 就学援助費支給要綱第5条第7号及び第8条第1項により、新入学児童生徒 学用品費の入学前支給申請のあった者に対し、入学前支給してよいかご審 議いただきたいものであります。

高 木:(別紙資料で説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長:それでは、第21号議案の「令和2年度就学援助費新入学児童生徒学用品費

の入学前支給の認定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員:全員举手)

- 教 育 長:挙手全員ですので、第21号議案については可決されました。次に、第22号議 案の「令和2年第1回西伊豆町議会定例会(3月)提出議案にかかる教育委 員会の意見聴取について」を議題とします。事務局から説明をお願いしま す。
- 高 木:それでは、第22号議案の「令和2年第1回西伊豆町議会定例会(3月)提出議案 にかかる教育委員会の意見聴取について」をご覧ください。地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得る べき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければ ならないとなっておりますので、提案するものであります。では、別紙資料に よりご説明をさせていただきます。

(秘密会により質疑省略)

教 育 長:第22号議案の「令和2年第1回西伊豆町議会定例会(3月)提出議案にかかる 教育委員会の意見聴取について」原案のとおり承認される方の挙手をお願 いします。

(委員:全員挙手)

教 育 長:挙手全員ですので、第22号議案については原案のとおり承認といたします。 これで秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長:以上で本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして令和元 年度第10回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。